

総 括 調 査 票

事案名	(34)人・農地問題解決加速化支援事業			調査対象 予算額	平成26年度：1,188百万円 平成25年度：1,109百万円		
所管	農林水産省	組織	農林水産本省	会計	一般会計	調査区分	本省調査
						取りまとめ財務局	—

①調査事案の概要

【 事業の概要 】

①人・農地プランの見直し支援等事業

- ・市町村が、人・農地プランの作成・見直しのために実施する次の活動について、人件費、事務費等を補助
 農業者の営農意向等の把握、集落等における合意形成、関係機関、農業者代表等による検討会の開催、人・農地プランの周知等
- ・都道府県が、市町村の事業推進のために実施する次の活動について、人件費、事務費等を補助
 事業説明会の開催、意見交換会等の開催、事業の実施の指導・確認

②地域連携推進員の活動支援事業

- 人・農地プランの作成・見直し、集落営農の組織化・法人化、新規就農者の定着等の支援を行う地域連携推進員の設置（農協の営農指導員OBなど地域の農業に精通した人物の雇用）とその活動に必要な人件費、事務費等を補助

【 事業実施主体 】

都道府県、市町村

【 補助率 】

定額

【 補助金交付の流れ 】

国 → 都道府県 → 市町村

<人・農地プラン>

○市町村内の集落などの地域単位で、次の事項等を記載したもの。

- ・今後の中心的な農業経営体の名称、年齢、構成員数、後継者の有無、現在及び将来の作目・経営規模等
- ・近い将来、農地の出し手となる者の氏名、年齢、利用しなくなる農地面積、農地中間管理機構への貸付希望等
- ・今後の地域農業の在り方（生產品目、経営の複合化、6次産業化等）

○地域単位での会合（毎年1回以上開催）での議論を経て、市町村単位での検討会（農業関係機関、農業者等で構成）で作成・見直しを行う。

○人・農地プランに位置付けられると次の支援措置の対象となる。

青年就農給付金、スーパーL資金の当初5年間無利子化、経営体育成支援事業

○平成24・25年度の2年間で、人・農地プランの作成意向のあるすべての市町村での作成を推進。26年度は作成と定期的な見直しを推進。

○人・農地プランの作成意向のある1,576市町村14,414地域のうち、平成26年3月末で作成に至っているのは1,498市町村（95%）、11,812地域（82%）。

総 括 調 査 票

事案名 (34) 人・農地問題解決加速化支援事業

②調査の視点

1. 人・農地プランに係る経費補助について、効果的な執行となっているのか。
2. 人・農地プランの見直しは、どのような要因で行われているのか。
3. 地域連携推進員について、どのような効果があるのか。

【調査対象】

人・農地プランの見直し支援等事業の補助額が各都道府県※で上位2、下位2の市町村(186市町村)、地域連携推進員の人数が多い全国で1位から10位までの市町村及び道府県※

(※) 災害等を考慮し岩手県、宮城県、福島県、群馬県、東京都、熊本県を除く

③調査結果及びその分析

1. 人・農地プランに係る経費補助の用途について

市町村における補助金の用途は、人件費（超過勤務給・臨時職員賃金）が平成24年度では33.3%、平成25年度では35.7%となっていた。人件費の所要額は各市町村における担当部局の職員配置や他の業務量に左右されるため、人件費への補助が人・農地プランの作成推進に寄与しているのが明確ではない。

【調査対象市町村への補助額の合計】

	謝金・旅費	人件費	事務費	委託費
平成24年度	6,826千円	23,519千円	25,786千円	21,402千円
平成25年度	8,234千円	39,587千円	30,595千円	32,366千円

2. 人・農地プランの見直しが行われた要因について

人・農地プランの見直しの要因としては、人・農地プランに位置付けられることによるメリット（青年就農給付金等）を受けるためとの回答が最も多く、各種の施策が人・農地プランの見直しの契機となっている。また、今後は農地中間管理機構により担い手への農地集約が進展していくことが見込まれる。

【調査対象市町村における人・農地プランの見直し要因】

	24年度	25年度	26年度（見込）
中心経営体の変更	70件	229件	193件
地区方針の変更	21件	49件	14件
農地集積計画の変更	91件	328件	38件
メリットを受けるため	178件	847件	373件
様式の変更	37件	180件	232件
その他	69件	195件	198件

3. 地域連携推進員の効果について

設置市町村と非設置市町村における人・農地プランの作成状況及び見直し事項数は右表の通りであり、人・農地プランの作成完了への効果は明らかではない。

	各市町村における作成完了地区の割合	各市町村における平均見直し事項数
設置市町村	67.48%	10.08件
非設置市町村	77.84%	9.15件

また活動内容は集落営農の法人化支援や新規就農者支援など幅広く、効果の検証が困難である。他方、地域連携推進員を設置しない理由として、農協・農業委員会等と連携して対応しているため、市町村職員による対応が可能であるため、との回答がそれぞれ5割近くあり（複数回答）、地域連携推進員を設置しなくても同様の活動が地域で行われているところも多いと考えられる。

④今後の改善点・検討の方向性

1. 人・農地プランに係る経費補助について

人・農地プランの「作成」を推進する期間（24・25年度）が終了し今後の課題は「見直し」であること、各種の施策が見直しの契機となっていること、農地や担い手に関する施策が充実してきていることを踏まえ、市町村への経費の補助について、必要性があるのか、どのような効果があるのかを検証して、事業の在り方を検討するべき。

2. 地域連携推進員に係る経費補助について

地域連携推進員の設置の必要性は地域の事情によって異なり、市町村で財政支出の必要性に責任を持って判断を行う必要があることから、市町村の負担なく要望額を国庫補助することは適当ではない。また、今般の農政改革によって、農地や担い手に関する施策が充実していく中で、他の施策や措置との重複はないか、他の施策に加えて本事業を行う必要性やその効果は十分にあるのかを検証して、事業の在り方を検討するべき。